

平成24年行政事業レビューシート

(外務省)

<b>事業名</b>	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金 (義務的拠出金)	<b>担当部局</b>	国際協力局	<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成17年度	<b>担当課室</b>	地球環境課	課長 杉中 淳			
<b>会計区分</b>	一般会計	<b>施策名</b>	Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	外務省設置法第4条第3	<b>関係する計画、通知等</b>	カルタヘナ議定書第28条及び第31条3項並びに第5回締約国会議決定				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	カルタヘナ議定書は、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(Living Modified Organism、「LMO」という。)の安全な移送、取扱及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。						
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	カルタヘナ議定書は、2000年1月、生物多様性条約特別締約国会議再開会合(モントリオール)で採択、103カ国が署名。2012年3月現在の締約国数は162カ国及び欧州共同体。条約事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められている。 事務局は、議定書の目的を達成するために、主に次の活動を実施する(議定書第31条2項により、生物多様性条約第24条1項の規定が準用されている)。(1)締約国会議の準備、(2)議定書により課された任務の遂行、(3)条約に基づく報告書作成、(4)他の関係国際機関との協力、(5)締約国会議が決定する他の任務の遂行、(6)補助機関活動に関する事務、(7)クリアリング・ハウス・メカニズムに関する事務。						
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算の状況	当初予算	38	41	27	31	48
		補正予算	-	-	-	-	-
		繰越し等	-	-	-	-	-
		計	38	41	27	31	-
		執行額	38	41	27	-	-
	執行率(%)	100%	100%	100%	-	-	
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	<b>成果指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	・LMOの生物多様性に対する安全性と円滑な国際取引の確保、クリアリングハウスを通じた締約国間での情報交換の推進。 ・補足議定書の署名数が23年度で47ヶ国増加、締結数は2ヶ国増加、国別報告書を通じた各国の取組の共有。	成果実績	締約国数	159	160	161	
		達成度	%				
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	<b>活動指標</b>		単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	・締約国会議の開催、「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の早期発効に向けた取組 ・第6回締約国会議(2012年)に向けた準備、同補足議定書の早期発効に向けたワークショップ開催、締約国による第2回国別報告書の提出。	活動実績 (当初見込み)	締約国会議数	0	1	0	1
				( )	( )	( )	
<b>単位当たりコスト</b>	0.168百万円/締約国(23年度の締約国1カ国あたりの我が国のコスト)	算出根拠	27百万円/161締約国数				
<b>平成24・25年度予算内訳 (単位:百万円)</b>	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求				
	生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金	31	48	日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し			
	計	31	48				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え作物の国境を越える移動に焦点を当て、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定したものであり、国民生活に密接に関連した重要な条約である。また、国際条約であるため、国以外の主体に委ねるのは不適切。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事務局の運営費、締約国会議及び専門家会合等の条約を運営する上で必要な会議開催費用のみに使用されており、支出先は妥当である。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	カルタヘナ議定書は、遺伝子組換え作物の国境を越える移動に焦点を当て、その安全な移送、取扱い及び利用について十分な保護を確保するための措置を規定した、実効性の高い条約である。また、第5回締約国会議で採択された名古屋・クアラルンプール補足議定書は、2012年3月までに51ヶ国の署名及び2ヶ国の締結を達成し、同補足議定書の発効に向けた取り組みを進めている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	特段の問題はないが、引き続き効果的な事業の実施を求めていく。		
予算監視・効率化チームの所見			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
		日本の分担額・拠出額に応じて要求額を見直し	
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	52	平成23年行政事業レビュー	40